

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

池上コミュニティセンター植栽管理 業務委託（一般委託）仕様書

池上コミュニティセンター植栽管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	池上コミュニティセンターの植栽を良好な状態に維持すること
2	履行期間	契約の日から令和5年3月31日
3	施行場所	横須賀市池上4丁目6番1号 池上コミュニティセンター
4	業務内容	別紙「業務内容」のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料の支払いは年2回払い（前期・後期）とし、受託者の請求に基づき支払うものとする。ただし、1回目の支払額に1円未満の端数を生じたときは、2回目の支払いで精算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ <input style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 10px;" type="text" value="非対象"/>
11	現場代理人の配置	必要 ・ <input style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 10px;" type="text" value="不要"/>
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	衣笠行政センター コミュニティ担当 山部 電話853-1611

＜指示又は希望事項＞	
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>

内 訳 書

池上コミュニティセンター植栽管理業務委託

(税抜き)

作業項目	規格・形状		数量		単価 B	回数 C	内訳時期		金額 A×B×C	
			名称等	A			単位	前期		後期
刈込み剪定	生垣1m内外	イヌツゲ	138	m		2回	10月	2月		
	生垣2m内外	カナメモチ、ササヅカ	440	m		2回	10月	2月		
	寄植え1m内外	ササキツツジ他	372	m ²		2回	別途指定	2月		
	生垣3m内外	ヒイラギモクセイ	44	m		2回	10月	2月		
	生垣4m内外	ゲッケイジュ他	50	m		2回	10月	2月		
高木剪定	C=29cm以下		17	本		1回		2月		
	C=30~59cm		7	本		1回		2月		
	C=60~90cm		1	本		1回		2月		
防除(薬剤散布)	生垣1m内外	イヌツゲ	138	m		2回	別途指定			
	生垣2m内外	カナメモチ、ササヅカ	440	m		2回	別途指定			
	寄植え1m内外	ササキツツジ他	372	m ²		2回	別途指定			
	生垣3m内外	ヒイラギモクセイ	44	m		2回	別途指定			
	生垣4m内外	ゲッケイジュ他	50	m		2回	別途指定			
	C=29cm以下		17	本		2回	別途指定			
	C=30~59cm		7	本		2回	別途指定			
C=60~90cm		1	本		2回	別途指定				
除草(人力)	寄植え部分		426	m ²		2回	別途指定			
除草(機械・肩掛け)	平地・緩傾斜地		4,357	m ²		2回	別途指定			
芝手入れ(機械)	年2回		189	m ²		2回	別途指定			
追肥 高度化成肥料	樹木植栽地・芝	0.1kg/m ²	189	m ²		1回		2月		
屋上部・刈込み剪定	生垣1m内外	イヌツゲ	13	m ²		1回		2月		
	寄植え1m内外	ササキツツジ	16	m ²		1回		2月		
屋上部(芝手入れ)	人力		90	m ²		2回	別途指定			

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

※内訳時期は目安とする。災害等で実施に遅れが生じた場合は、別途相談とする。

業務内容

1 業務名称

池上コミュニティセンター植栽管理業務委託

2 業務場所

横須賀市池上4丁目6番1号 池上コミュニティセンター

3 作業項目(別紙内訳書参照)

- (1) 樹木及び植栽部分(以下「樹木等」という。)に係る剪定、刈込み及び伐採等を行うものとする。
- (2) 除草及び清掃を行うものとする。
- (3) 樹木等に施肥、防除及び灌水を行うものとする。
- (4) 残材は、市内の民間の資源化処理施設に搬入処理すること。

4 作業内容

- (1) 剪定、刈込み及び伐採等は令和3年4月改正の神奈川県土木工事共通仕様書によるものとする。
- (2) 除草は抜根除草とする。
- (3) 作業中に生じた草木等の発生物等は、センター内に放置することなく、速やかに責任をもって処理すること。
- (4) 施肥については、双方協議のうえ実施する。
- (5) 防除については、実施の際にはセンター内はもちろんのこと近隣への安全にも十分配慮すること。

5 業務の実施

- (1) 作業の実施にあたっては、安全を確保し設備の保全に十分な注意を払って適切かつ効果的な方法で実施しなければならない。
- (2) 作業の実施期日及び時間は、委託者と受託者の協議のうえ、決定することを原則とする。
- (3) 受託者が、業務上で委託者の財産をき損、破損した時は速やかに委託者の監督員に報告するとともに、その原状を回復する義務を負う。
- (4) 受託者が、業務上知り得た秘密は、他へ漏らしてはならない。

6 施工確認

受託者は施工前に監督員に連絡し、確認の必要があるときは、その指示に従うものとする。また、施工前には必ず写真撮影を行い、作業中、施工後も同一場所で写真を撮り、整理し監督員に提出しなければならない。

7 委託料の支払い

委託料は、業務終了後に受託者が提出する完了届及び請求書に基づき、年2回払いとする。